【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月９日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社シティインデックスフィフス
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区南平台町３番８号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5990-4968
【事務連絡者氏名】	代表取締役　　福島　啓修
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社シティインデックスフィフス （東京都渋谷区南平台町３番８号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社シティインデックスフィフスをいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、サンケイリアルエステート投資法人をいいます。
（注３）　本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注６）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注７）　本書中の「株券等」とは、投資口に係る権利をいいます。
（注８）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注９）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注10）　本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年９月28日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2026年９月28日付公開買付開始公告につきまして、対象者が2026年11月５日付でプライベート・エクイティ・ファンドから対象者投資口の非公開化に関する法的拘束力のない意向表明書を受領した旨を公表したこと、並びに公開買付者が、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案するとともに、当該意向表明書に係る対抗提案について具体的な提案がなされる可能性があることを踏まえ、対象者の投資主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年11月30日まで延長し、合計43営業日とすることを決定したこと、並びにこれに伴い本公開買付けの成立後に予定している対象者の非公開化のための手続のスケジュールに変更が生じる見込みとなったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該公開買付条件等の変更の公告を添付書類に追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

Ⅰ　公開買付届出書
第１　公開買付要項
３　買付け等の概要
４　買付け等の目的
(1) 公開買付けの目的の概要
(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針
①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置
⑥　本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保
５　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
(1) 買付け等の期間等
①　買付け等の期間
９　買付け等に要する資金
(1) 買付け等に要する資金等
11　決済の方法
(2) 決済の開始日
第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
５　大量保有報告書等の提出状況
Ⅱ　公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ　公開買付届出書

第１【公開買付要項】

３【買付け等の概要】

（訂正前）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年９月28日（月曜日）から2026年11月10日（火曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	投資口１口当たり125,000円
買付予定数の下限	118,732口
買付予定数の上限	―
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の投資主の皆様のご判断に委ねるとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年９月28日（月曜日）から2026年11月30日（月曜日）まで（43営業日）
買付け等の価格	投資口１口当たり125,000円
買付予定数の下限	118,732口
買付予定数の上限	―
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の投資主の皆様のご判断に委ねるとのことです。

＜後略＞

4【買付け等の目的】

（1）【公開買付けの目的の概要】

（訂正前）

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が、本公開買付けにより対象者投資口の全て（但し、本不応募投資口及び対象者が所有する自己投資口を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者の投資主を公開買付者及びATRAのみとし、対象者投資口を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しており、対象者の2027年２月期（第16期）の決算期末であり金銭の分配に係る基準日である2027年２月末日までに、本スクイーズアウト手続を完了し、対象者の非公開化を完了することを予定しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が、本公開買付けにより対象者投資口の全て（但し、本不応募投資口及び対象者が所有する自己投資口を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者の投資主を公開買付者及びATRAのみとし、対象者投資口を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しており、対象者の2027年２月期（第16期）の決算期末であり金銭の分配に係る基準日である2027年２月末日までに、本スクイーズアウト手続を完了し、対象者の非公開化を完了することを予定しております。本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年11月30日まで延長したことに伴い、本スクイーズアウト手続の完了時期は、当初の想定より後ろ倒しになりますが、2027年２月末日までに完了する予定であることには変更はございません。

＜後略＞

（2）【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

①【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、対象者から開示を受けた財務情報等の資料の分析や不動産専門家へのヒアリング等を通して、対象者の物件及び財務の状況を分析し、対象者の2026年２月期決算説明資料によれば１口当たりNAVが114,099円と計算されること、また、トーセイら公開買付けにおいて１口当たり公開買付価格が125,000円とされていたことに鑑み、当該価格と同等価格として、2026年９月25日、本公開買付けにおける本公開買付価格を125,000円（2026年９月25日の前営業日である2026年９月24日時点の東証REIT市場における対象者投資口の終値105,100円に対して18.93%のプレミアム、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値106,285円に対して17.61%のプレミアム、同日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値109,923円に対して13.72%のプレミアム、同日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値115,798円に対して7.95%のプレミアム）とすることを決定しました。

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、対象者から開示を受けた財務情報等の資料の分析や不動産専門家へのヒアリング等を通して、対象者の物件及び財務の状況を分析し、対象者の2026年２月期決算説明資料によれば１口当たりNAVが114,099円と計算されること、また、トーセイら公開買付けにおいて１口当たり公開買付価格が125,000円とされていたことに鑑み、当該価格と同等価格として、2026年９月25日、本公開買付けにおける本公開買付価格を125,000円（2026年９月25日の前営業日である2026年９月24日時点の東証REIT市場における対象者投資口の終値105,100円に対して18.93%のプレミアム、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値106,285円に対して17.61%のプレミアム、同日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値109,923円に対して13.72%のプレミアム、同日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値115,798円に対して7.95%のプレミアム）とすることを決定しました。

その後、公開買付者は、2026年９月28日から本公開買付けを開始いたしましたが、対象者が2026年11月５日付で公表した「（変更）「株式会社シティインデックスフィフスによるサンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「対象者11月５日付プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年11月５日付で、国内外において豊富な投資実績を有するプライベート・エクイティ・ファ

ンド（関係会社及び関連ファンドを含み、以下「A社」といいます。）から、対象者投資口に対する公開買付け（以下「公開買付け（対抗提案）」といいます。）及びスクイーズアウトを通じた対象者投資口の非公開化（以下「対抗提案取引」といいます。）を真摯に検討する旨の法的拘束力のない意向表明書（以下「2026年11月５日付意向表明書」といいます。）を受領したとのことです。対象者11月５日付プレスリリースによれば、2026年11月５日付意向表明書においては、公開買付け（対抗提案）における買付け等の価格については、本公開買付価格（１口当たり125,000円）に対して少なくとも５％のプレミアムを付した価格、公開買付期間は20営業日（但し、米国証券法の取扱いを勘案し調整される可能性あり）とすることを基本として検討しているとされており、また、A社は、2026年11月上旬から下旬にかけて実施する予定のデュー・ディリジェンス及び資金調達先との協議が完了し、A社の投資委員会の正式な承認が取得されることを前提として、最短で同年11月下旬以降に法的拘束力を有する最終提案書の提出を見込んでいるとのことです。なお、対象者11月５日付プレスリリースによれば、本公開買付けに関する対象者の意見について、2026年11月５日時点においては、2026年９月25日開催の対象者役員会において決議した内容（本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは対象者の投資主の皆様のご判断に委ねる旨）に変更はないとのことです。

公開買付者及び特別関係者は、上記のとおり、応募検討可能対抗的公開買付けが開始された場合には、公開買付期間中、当該公開買付けの買付者との間で、本公開買付けが不成立となることを停止条件として特別関係者が所有する対象者投資口の全てに関して当該公開買付けに応募することについての応募契約の締結について真摯に交渉を行う意向を有しております。本書提出日現在、公開買付け（対抗提案）は開始されておりませんが、公開買付者及び特別関係者は、公開買付け（対抗提案）が開始され、それが応募検討可能対抗的公開買付けに該当する場合には、上記の意向に従い、当該公開買付けの買付者との間で真摯に協議を行う予定です。なお、公開買付者及び特別関係者は、上記のとおり公開買付け（対抗提案）が開始された場合に当該公開買付けの買付者との間で協議を行う予定であり、本書提出日現在、公開買付け（対抗提案）が応募検討可能対抗的公開買付けに該当するか否かについて検討を行っている事実はありません。

また、公開買付者は、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案するとともに、公開買付け（対抗提案）に係る具体的な提案がなされる可能性があることを踏まえ、対象者の投資主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026年11月９日、公開買付期間を2026年11月30日まで延長し、合計43営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定いたしました。なお、本公開買付価格の変更はございません。

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

（ⅱ）検討・交渉の経緯、及び対象者の意思決定の内容

（訂正前）

＜前略＞

以上を踏まえて、対象者は、2026年９月25日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の投資主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、当該対象者役員会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤　対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

（訂正後）

＜前略＞

以上を踏まえて、対象者は、2026年９月25日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の投資主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、当該対象者役員会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤　対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

対象者は、上記の公開買付者の意向も受けて、本公開買付けの開始後においても、公開買付者グループ以外の者に対する対抗提案に関する意向の確認を継続してきたとのことです。その過程で、対象者は、2026年10月16日及び10月29日、A社と面談を行ったとのことです。当該面談を経て、A社は、対象者に対し、2026年10月30日、機密保持に関する誓約書を提出し、対象者の保有物件、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスを開始したとのことです。また、対象者は、A社より対抗提案に係る取引条件や想定スケジュールについて初期的な共有を受けたことから、2026年11月４日、本特別委員会においても協議を行ったとのことです。

その後、対象者は、2026年11月５日付で、A社から2026年11月５日付意向表明書を受領したとのことです。2026年11月５日付意向表明書の内容の詳細については、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」及び対象者11月５日付プレスリリースをご参照ください。対象者は、今後、A社との協議ややり取りや本特別委員会への諮問を行うことなどにより、対抗提案取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の

利益の最大化に資するものであるか、また、対抗提案取引が実現可能性のあるものであるかなどについて慎重に検討を行っていく予定とのことです。なお、本公開買付けに関する対象者の意見について、2026年11月５日時点においては、対象者が2026年９月25日付で公表した内容に変更はないとのことです。

（３）【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑥　本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

（訂正前）

公開買付者は、対象者及びサンケイビル・アセットマネジメントとの間で、対象者又はサンケイビル・アセットマネジメントが対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者又はサンケイビル・アセットマネジメントと接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、対象者の投資主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対象者投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

（訂正後）

公開買付者は、対象者及びサンケイビル・アセットマネジメントとの間で、対象者又はサンケイビル・アセットマネジメントが対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者又はサンケイビル・アセットマネジメントと接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、当初30営業日に設定しておりましたが、本買付条件等変更により、43営業日に延長しております。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、対象者の投資主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対象者投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

5【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（1）【買付け等の期間等】

①【買付け等の期間】

（訂正前）

買付け等の期間	2026年９月28日（月曜日）から2026年11月10日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	2026年９月28日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

（訂正後）

買付け等の期間	2026年９月28日（月曜日）から2026年11月30日（月曜日）まで（43営業日）
公告日	2026年９月28日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

9【買付け等に要する資金】

（1）【買付け等に要する資金等】

（訂正前）

買付代金（円）(a)	46,954,500,000
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料（円）(b)	11,000,000
その他（円）(c)	2,700,000
合計（円）(a)＋(b)＋(c)	46,968,200,000

＜後略＞

（訂正後）

買付代金（円）(a)	46,954,500,000
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料（円）(b)	11,000,000
その他（円）(c)	3,800,000
合計（円）(a)＋(b)＋(c)	46,969,300,000

＜後略＞

１１【決済の方法】

（2）【決済の開始日】

（訂正前）

2026年11月17日（火曜日）

（訂正後）

2026年12月７日（月曜日）

第３【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

５【大量保有報告書等の提出状況】

（訂正前）

(1) 公開買付者又は特別関係者が本書提出日の５年前の日以降に提出した大量保有報告書及び変更報告書の状況は以下のとおりです。

名称	提出者	提出年月日
変更報告書No.13	シティインデックスイレブンス	2026年８月７日
変更報告書No.12	シティインデックスイレブンス	2026年７月14日
変更報告書No.11	シティインデックスイレブンス	2026年６月19日
変更報告書No.10	シティインデックスイレブンス	2026年５月29日
変更報告書No.９	シティインデックスイレブンス	2026年５月１日
変更報告書No.８	シティインデックスイレブンス	2026年４月30日
変更報告書No.７	シティインデックスイレブンス	2026年４月28日
変更報告書No.６	シティインデックスイレブンス	2026年４月６日
変更報告書No.５	シティインデックスイレブンス	2026年４月３日
変更報告書No.４	シティインデックスイレブンス	2026年１月29日
変更報告書No.３	シティインデックスイレブンス	2026年１月28日
変更報告書No.２	シティインデックスイレブンス	2026年１月27日
変更報告書No.１	シティインデックスイレブンス	2026年１月26日
大量保有報告書	シティインデックスイレブンス	2026年１月23日

（注１） 大量保有報告書及び変更報告書No.１ないし６について、野村絢氏及びATRAは、提出者及びシティインデックスイレブンスの共同保有者（法第27条の23第５項及び第６項に定義される共同保有者をいいます。以下同じです。）となります。

（注２） 変更報告書No.７ないし13について、野村絢氏、ATRA及びC&Iは、提出者及びシティインデックスイレブンスの共同保有者となります。

(2) 公開買付期間中に提出期限が到来する大量保有報告書又は変更報告書は以下のとおりです。

提出書類	提出者	提出予定年月日
大量保有報告書に係る変更報告書	シティインデックスイレブンス	2026年10月２日

（注１） 野村絢氏、ATRA及びC&Iは、提出者及びシティインデックスイレブンスの共同保有者となります。

（注２） 提出予定年月日は、法定の提出期限日を記載しております。

（訂正後）

(1) 公開買付者又は特別関係者が本書提出日の５年前の日以降に提出した大量保有報告書及び変更報告書の状況は以下のとおりです。

名称	提出者	提出年月日
変更報告書No.14	シティインデックスイレブンス	2026年10月２日
変更報告書No.13	シティインデックスイレブンス	2026年８月７日
変更報告書No.12	シティインデックスイレブンス	2026年７月14日
変更報告書No.11	シティインデックスイレブンス	2026年６月19日
変更報告書No.10	シティインデックスイレブンス	2026年５月29日
変更報告書No.９	シティインデックスイレブンス	2026年５月１日
変更報告書No.８	シティインデックスイレブンス	2026年４月30日
変更報告書No.７	シティインデックスイレブンス	2026年４月28日
変更報告書No.６	シティインデックスイレブンス	2026年４月６日
変更報告書No.５	シティインデックスイレブンス	2026年４月３日
変更報告書No.４	シティインデックスイレブンス	2026年１月29日
変更報告書No.３	シティインデックスイレブンス	2026年１月28日
変更報告書No.２	シティインデックスイレブンス	2026年１月27日
変更報告書No.１	シティインデックスイレブンス	2026年１月26日
大量保有報告書	シティインデックスイレブンス	2026年１月23日

（注１） 大量保有報告書及び変更報告書No.１ないし６について、野村絢氏及びATRAは、提出者及びシティインデックスイレブンスの共同保有者（法第27条の23第５項及び第６項に定義される共同保有者をいいます。以下同じです。）となります。

（注２） 変更報告書No.７ないし14について、野村絢氏、ATRA及びC&Iは、提出者及びシティインデックスイレブンスの共同保有者となります。

(2) 公開買付期間中に提出期限が到来する大量保有報告書又は変更報告書は以下のとおりです。

提出書類	提出者	提出予定年月日
大量保有報告書に係る変更報告書	シティインデックスイレブンス	2026年11月16日

（注１） 野村絢氏、ATRA及びC&Iは、提出者及びシティインデックスイレブンスの共同保有者となります。

（注２） 提出予定年月日は、法定の提出期限日を記載しております。

（注３） 2026年11月９日付で、シティインデックスイレブンス及びC&Iが所有する対象者投資口に係る証券口座の移管を行ったことに伴い、C&Iが所有する対象者投資口46,182口に係る担保契約等重要な契約（信用取引保証金代用有価証券（株式会社SBI証券））が解消されたことによる変更報告書です。

II　公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年11月９日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年９月28日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。